

企業会計基準委員会御中

2017年7月7日
梅ヶ枝中央会計株式会社

実務対応報告公開草案第52号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い案)」に対するコメント

<質問5(その他)に対するコメント>

本公開草案は、適用対象とされる企業に公開企業・未公開企業の区別がないため、未公開企業にも適用されるものと見受けられ、その場合、未公開企業にもストック・オプション会計基準と同様の取り扱いが要求されることになる。

具体的には、同会計基準の未公開企業における取扱い(13項)が適用され、ストック・オプションの公正な評価単価に代えて、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて会計処理を行う方法を選択適用することができるものと推定する。

しかし、本公開草案においては上記未公開企業における取扱いが明示的に示されていないため、当該項目が適用できる旨を明示することが望ましいと考える。

なお、仮に上記内容が認められない場合、無償ストック・オプションと有償ストック・オプションで取り扱いが異なる理由を明示すべきである。また、税制適格制度の対象とならない付与者に対する有用なツールである有償ストック・オプションが、費用計上の制度化により未公開ベンチャーにとって使い勝手が悪いものになってしまうことが危惧される。

以 上